

の相互間に於て貨客の輸送運搬に従事する労働者並に
平水航路、湖川港灣のみを航路定限とする汽船、帆船
艀船、曳船、ランチ、不登簿船其他船舶法の適用を受
けざる各種船舶乗組員

ホ、古船解撤事業に従事する労働者
ヘ、其他一般被補者（以上現行法第十三條及第十四條の
修正）

三、被保険資格の取得及喪失
右については解雇後一定期間は何等手續を要せずして、被
保険者たるの資格を確保すること（現行法第十八條の修正）

第三章 保 險 者

第二十二條規定の健康保険組合設立に付いては、政府は積
極的にこれを助長し、第二十八條規定の趣旨に基づき認可
の申請ありたるときは遅滞なく認可の手續をとるべき事。

第四章 保 險 給 付

一、給付範囲は大體に於て疾病、負傷、死亡、分娩とす。

（現行法第一條）

二、療養の程度問題

イ、完全醫療を爲すこと。
ロ、入院轉地の必要あるものは迅速にこれを許可する事
（現行法第四十三條の修正）

ハ、労働者の健康を保護することは國家的乃至産業的に
見て國家及社會の利益を増進する結果を招來する事に
鑑み、政府は事業主と同額の保険料を支出すべし。

第六章 保 險 査 査 機 關

審議機關に労働組合代表者を参加せしむること。（現行健
康保險施行令第六六條の修正）
實施適用方法に對する希望

イ、醫師の選擇及變更については被保険者の意志を尊重
する事（健康保險法施行規則第四十七條の修正）
ロ、實費診療所低料診療所等に屬する醫師については、
日本醫師會に屬せざる場合と雖も或る一定數以上の被
保険者より申請ありたるときは、これを保險醫として
認可する事。（施行規則第四十五條の修正）

ハ、診療及入院等の場合に於て保險患者と、一般患者と
の間に差別待遇を爲さざるやう、保險醫の取り締りを
嚴重にする事。（施行規則に新條を加ふる事）

ニ、保險醫は保險患者に對して實費以上に傷病を重く診
察し、適當の手術費及治療費を要求する傾向あり。嚴
重に取り締る事。

ホ、保險醫は保險患者の求めにより必ず處方箋を發行す
べし。（施行規則第五十條の強化修正）

ハ、家庭に於ける養護を許す事。（現行法第四十四條の
修正）

ニ、同一疾病に對する給付期間百八十日の制限を相當延
長する事（現行法第四十七條の修正）

ホ、傷病手當金を増額する事（現行法第四十五條の修正）
ヘ、私病に於ける傷病手當金の支給始期を事由發生の翌
日よりとすること。（現行法第四十五條但書の修正）
ト、分娩料及埋葬料を増額する事。（現行法第四十九條
及五十條の修正）

第五章 費 用 負 擔

一、標準日給の算定を左の如くに改正すること。（現行法
施行令第三條の修正）

一、二、三級を削除し、四級七十錢を以て最低日給とす
ること。尙これによつて生ずる保険料總額に對する不足
額は政府及事業主に於て分擔すべし。

二、保険料の現行分擔率の修正（現行法七十條及第七十
二條の修正）

イ、健康保險法の實施により從來工場法に於て規定され
居りし事業主の負擔額が實質的に軽減され居る事實に
鑑み、現在健康保險法に於て事業主の負擔し居る總額
を増加すべし。

ヘ、事務簡捷を計り一切の手當金を傷病發生の日より十
五日以内に支給する事（健康保險法第八十九條の修正）
ト、保險病院を六大都市及主要労働都市に建設する事。
チ、前掲（ハ）（ニ）（ホ）に背反する行爲ありたるときは該
保險醫に對し五百圓以下の罰金に處する旨の制裁規定
を設くる事。（施行規則第八十條の修正）

三、労働者災害扶助法改正要綱

一、適用範囲

一、扶助の要件

イ、日々に働入れらるる者、勞務供給契約と雖も實質的
な繼續を以て數ふべきこと。
ロ、扶助料率を工場法と同率に引上げべきこと。

ハ、打切扶助料の打切期限を三年とすること。

一、標準賃銀

一、標準賃銀を廢止し名目賃銀とすること。各項廢止

一、扶助の制限

重大なる過失の廢止
地長官の認定廢止

故意の過失のみとすること。

一、遺族扶助料受給者の順位に關し内縁の妻を認むること